

## 立教大学映像身体学科研究会スカラシップ制度に関する細則

2017年4月11日 制定

(告知・周知)

### 第1条

立教大学映像身体学科研究会費スカラシップ制度（以下、スカラシップという。）の告知および周知は、原則としてスカラシップ応募対象者（以下、応募対象者という。）全員へ行なう。

(説明)

### 第2条

年度毎にスカラシップの説明会を応募締切日より前に開催し、応募対象者にスカラシップの説明を行なう。

(応募)

### 第3条

1. 応募対象者は、立教大学映像身体学科または映像身体学専攻の学籍を有するものに限る。なお、休学者も応募可能とする。ただし、研究生および研修生は応募資格を有さない。
2. 応募期間は、応募期間以前にチラシ・ポスター等に明記し、告知する。
3. 規定に定められた提出物を全て揃えて、応募期間内に所定の窓口に提出することによってはじめて応募が完了する。
4. 提出物の不備または応募期間外の提出等、応募に際し著しい不備が認められる場合、応募を不受理とする。
5. 応募内容に剽窃等の不正が判明した場合、応募を不受理とする。
6. 応募完了後、応募内容に瑕疵が認められる場合、応募者が再提出を求められる場合がある。

(事務局)

### 第4条

1. スカラシップの事務局を立教大学映像身体学科研究会内に設置する。
2. スカラシップの事務局の受付等の実務は、立教大学映像身体学科所属の教育研究コーディネーターが行なう。

(審査)

## 第5条

1. スカラシップの審査員は、立教大学映像身体学科研究会運営委員会（以下、運営委員会という。）で協議の上、選定し、映像身体学科および映像身体学専攻の学科・専攻会議（以下、学科・専攻会議という。）による承認を経て、決定する。
2. 部門毎に独立して審査を行い、採択する研究または制作の候補を選定する。
3. 審査員全員が運営委員会に出席し、採択される候補の助成金額を協議の上決定し、採択される研究および制作を最終決定し、学科・専攻会議へ報告する。
4. 書類審査による一次審査と面接審査による二次審査を行なう。ただし、一次審査を通過したもののみが二次審査の審査対象となる。
5. 書類審査および面接審査は、原則として選定された審査員全員によって行なう。
6. 審査は、審査基準に基づいて、公平かつ公正に行なわなければならない。
7. 審査過程において特定の応募者への便宜等の不正が認められた場合、運営委員会の決定に基づき審査員を罷免することができる。

（審査基準）

## 第6条

審査基準は、運営委員会が定める。

（審査結果）

## 第7条

1. 審査結果の発表は、あらかじめ定めた期日までに行なわなければならない。
2. 一次審査の結果は、応募者全員に通知しなければならない。
3. 二次審査の結果は、一次審査通過者全員に通知しなければならない。

（研究・制作）

## 第8条

1. 研究および制作の成果発表は、必ず運営委員会が定めた期日までに行なわなければならない。
2. 研究および制作の成果は、審査員が確認し、報告書を運営委員会に提出しなければならない。
3. コンペティション等を含む学外での成果発表は、成果物提出後3年間は運営委員会に報告しなければならない。
4. 成果を学外へ発表する際、印税・チケット代等による収入については、運営委員会で協議の上、対応を決定する。
5. 成果には、スカラシップの助成を受けた旨を必ず明記しなければならない。

6. 学内における成果の複製等による保存およびその利用について、成果発表者は運営委員会へ一任しなければならない。7. 助成が決定し、採択された者は、必ず中間報告書を提出しなければならない。

8. 第8条第1項を満たさなかった場合、助成対象や助成内容について、運営委員会で協議の上、助成対象からの除外または助成内容の変更等の措置が講じられる場合がある。

(経理・報酬・精算)

#### 第9条

1. スカラシップの予算書は、立教大学映像身体学科研究会スカラシップ対象経費一覧（以下、スカラシップ経費一覧という。）に則って費目を明らかにしなければならない。

2. 予算書のうち、費目内の金額に30%以上の変更がある場合、予算書変更届を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

3. 予算書のうち、報酬の金額、報酬を受け取る者、報酬の種類等の変更がある場合、予算書変更届を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

4. 原則として中間報告書提出より前に執行される予算の上限は、採択された計画に対する予算の50%以下とする。ただし、予算の50%を超える場合、運営委員会で協議の上、対応を決定する。

5. 報酬は、原則として、一人あたり1日につき20,000円（ただし、税を含まない）を上限とする。ただし、立教大学学内者への謝金等一切の報酬を禁ずる。

6. 料金を立て替えた後、スカラシップの経費として精算を行なう場合、毎月15日までに領収書の提出締め切りとし、翌月15日までに精算を行なう。ただし、提出日より3ヶ月以前に発行された領収書は、受理しない。

7. 振り込みによる精算を行なう場合は、振り込み締め切り日より15日前に請求書を見積書または納品書を付して提出しなければならない。

8. 一度の経費が予算残高を超える場合、予算上限までは予算が執行される。ただし、請求書による支払いについては執行されない。なお、領収書に予算執行分を明記した内訳資料を添付しなければならない。

9. スカラシップ採択年度が終了するまでに、必ず決算報告書を作成しなければならない。

(改廃)

#### 第10条

本細則の改廃は学科・専攻会議の決議を経なければならない。

(附則) 本規則は2017年4月1日から施行する（\*遡及適用）